

2009. 5. 14

新日鉄ソリューションズ株式会社

奥村雅史

平成21年度 SOFTIC ヤングゼミナール第1回

ロクラク事件（知財高裁判決）について

判決年月日 平成21年1月27日

0. 発表の構成

I 判決の要旨	…P1
II 当事者	…P1
III 本件サービスの概要	…P2
IV 本件の概要	…P2
V 原判決における判断	…P3
VI 本判決における判断	…P6
VII 意見／感想等	…P11
参考 クラブキャッツアイ事件	…P12

I. 判決の要旨

原判決中、控訴人敗訴部分の取り消し
被控訴人らの請求及び附帯控訴を棄却

II. 当事者

控訴人：株式会社デジタル家電

(デジタル情報家電製品の製造、販売等を目的とする会社)

被控訴人：放送事業者 10社

日本放送協会、日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)テレビ東京、
(株)テレビ朝日、(株)フジテレビ¹、(株)静岡第一テレビ、静岡放送(株)
(株)テレビ静岡、(株)静岡あさひテレビ

¹控訴審の被控訴人である(株)フジテレビは、旧フジテレビが附帯控訴提起後に会社分割により設立した会社。旧フジテレビは控訴審からは脱退し、新会社が訴訟引き受け。旧フジテレビは(株)フジ・メディア・ホールディングスに商号変更。

Ⅲ. 本件サービスの概要

「ハードディスクレコーダー「ロクラクⅡ」の親機を日本国内の保管場所に設置し、同所で受信するテレビ放送の放送波を同親機に入力するとともに、同親機に対応する子機を利用者に貸与又は譲渡することにより、当該利用者をして、日本国内で放送される放送番組の複製及び視聴を可能ならしめるサービス」（本件東京地裁平成20年5月28日判決（以下「原判決」）P89「別紙サービス目録」より）

Ⅳ. 本件の概要：

1. 先行仮処分事件（原判決P5からP6）

- ①放送事業者である被控訴人らが、本件サービスにおいて控訴人による被控訴人らの著作権及び著作者隣接権を有する放送に係る音又は映像の複製が行われていると主張し侵害差止請求仮処分命令の申立を行った。平成19年3月30日に差止を命ずる決定がなされた。
- ②被控訴人は上記仮処分決定に基づく間接強制を申立て、同年5月11日に当該間接強制の申立て容認の決定がなされ、同年7月12日に、控訴人による同決定に対する執行抗告が棄却される。

2. 控訴人の本件サービスが放送事業者である被控訴人らのテレビ番組及びテレビ放送にかかわる音又は映像の複製権を侵害しているとして被控訴人が提訴（本判決P2）。

3. 原審における被控訴人（※放送事業者）の請求内容

- ①本件サービスにおいて本件番組を複製の対象とすることの差止
- ②本件サービスにおいて本件放送に係る音又は映像を録音又は録画の対象とすることの差止及び本件サービスに供されているロクラクⅡの親機の廃棄
- ③損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払

4. 原審における争点：

- (a) 被告（※控訴人）による複製行為の有無
- (b) 賠償額
- (c) 原告（※放送事業者）による権利濫用の成否

5. 原判決の要旨

- (a) 認容、(b) 一部認容、(c) 非該当と認定

複製行為の差止、ロクラクⅡ親機の廃棄、損害賠償金の支払を命じる。これに対し控訴人は、原判決の被控訴人に係る容認部分を不服として控訴。被控訴人は原判決の被控訴人に係る棄却部分（賠償金額の算定に係る部分）を不服として附帯控訴。

6. 本判決における上記争点についての判断

(a) 控訴人による複製行為の有無：

「複製行為を行っているとは認められない。」（本判決P3）

「控訴人の本件サービスは、利用者の自由な意思に基づいて行われる私的使用のための複製を容易にするための環境、条件等の提供行為に過ぎない」（本判決P3）

これを受けて被控訴人は最高裁に上告。

※(b)賠償額、及び(c)権利濫用の成否については、(a)が認められないため判断する必要なしとしている。（本判決P4）

V. 原判決における判断

1. 事実認定（原判決 P48 から P60 末までを参照。参考となる項目のみ抜粋。）

ア. ロクラクⅡの仕様・機能について（原判決 P48 から P50）

- ・仕様：ロクラクⅡには地上波アナログ放送を受信できるテレビチューナーが搭載
- ・基本機能：デジタル録画機能、インターネット機能、メール機能、メールによる録画予約機能、保存データの他の機器への転送機能
- ・親子機能：原判決 P49 17 行目以降の記述のとおり。以下抜粋。

「以下の手順により別の場所のテレビ番組を受診録画し、その番組データを手元に移動して再生することが可能となる。

なお、親機ロクラクと子機ロクラクとの間のデータの送受信等についてはメールが用いられ、その際、http プロトコルによる場合（この場合に経由するメールサーバは、被告の管理するサーバである場合が含まれる。）と、POP プロトコルによる場合とが併用できるように設定されている。

(a)親機ロクラクと、当該親機ロクラクと対応関係にある、子機ロクラクを準備する。

(b)子機ロクラクを手元に設置し、親機ロクラクを、視聴したいテレビ番組を受信できる別の場所に設置する。

(c)子機ロクラクを操作し、親機ロクラクが受信する放送における、視聴したいテレビ番組の録画予約のメールを、親機ロクラクに送信する。

(d)親機ロクラクは、子機ロクラクの操作により送信された録画予約指示に基づき、番組を録画し、同番組データをハードディスク内に記録した上、子機ロクラクに当該番組データをメールにより移動する（移動後、親機ロクラクには番組データが保存されないように設定されている。また、録画された番組データには、他の機器で更に複製することができないように、コピー防止機能が付されている。）。

(e)子機ロクラクを操作し、親機ロクラクから移動して子機ロクラクに蓄積された番組データを、子機ロクラクにおいて再生して視聴する。」

イ. 親機ロクラク及び子機ロクラクにより親子機能を利用するために必要な準備等（原判決 P51 から P53 参照）

- ウ. 本件モニタ事業（原判決 P53 から P55 参照）
- エ. 本件サービスについて（原判決 P55 から P62 参照）
- オ. 先行仮処分決定後の状況について（原判決 P62 から P65 まで参照）

2. 著作権の侵害行為者についての判断

(1) 前提

クラブキャッツアイ事件（最高裁昭和 63 年 3 月 15 日判決）において示されたカラオケ法理に基づき判断。

「著作権法上の侵害行為者を決するについては、当該行為を物理的、外形的な観点のみから見るべきではなく、これらの観点を踏まえた上で、法律的な観点から、著作権を侵害する者として責任を負うべき主体と評価できるか否かを検討すべきであるから、事案に応じて、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者について、客の歌唱についての管理及びそれによる営業上の利益という観点から、演奏の主体として、演奏権侵害の不法行為責任があると認めたクラブキャッツアイ事件最高裁判決等を踏まえ、問題とされる行為（提供されるサービス）の性質に基づき、支配管理性、利益の帰属等の諸点を総合考慮して判断すべきである。」（原判決 P65）

「行為の管理支配性や利益の帰属という上記最高裁判決において示された要素を充足する者について、行為の主体として評価し得る場合が存するのであるから、同判決等を踏まえつつ行為の性質等の事情を総合的に考慮することは、規範的に行為の主体性を検討する上で、有用かつ必要であると解さ」れる。（原判決 P65 下線部は発表者追加。以下同様とする。）

(2) 検討

①本件サービスの目的

「日本国外にいる利用者が、日本のテレビ番組を視聴することができるように、当該利用者に、日本のテレビ番組の複製物を取得させることを目的として構築されたものであると解するのが相当」（原判決 P66 から P67）

②親機ロクラクの設置場所及びその状況

- ・「本件サービスに供されている被告所有の親機ロクラクは、原則として、被告の実質的な支配下にあり、被告は、これらの親機ロクラクを、本件サービスを利用するための環境の提供を含め、実質的に管理しているものと解すべきこととなる。」（原判決 P75）

③本サービスにおける親機ロクラクの設置管理方法に関する選択の仕組み

- ・「本件サービスにおいて、利用者による申込みがあり、被告において親機ロクラクを

取扱業者²を通じて提供する場所に設置する場合には、10万円の親機ロクラク保証金が不要となる(弁論の全趣旨)とともに、親機ロクラクは、利用者の手を介さずに、当該場所に直接送付されることとなり、これらの点で、利用者が自ら機器を持ち込む場合と比較して、本件サービスをより利用しやすいものといえることができる。特に、利用者が日本国外において利用の申込みをする場合には、取扱業者を通じて上記のような手配を行うのであって、その容易さは、購入機器を用いて同様の機能を利用しようとする場合とは、大きく異なるものである」(原判決 P75 から 76)

- ・「…本件サービスは、日本国外の利用者にとって、自らが親機ロクラクを設置するよりも、取扱業者を通じて被告の提供する場所に親機ロクラクを設置させ、被告にそれを管理させるという方法を選択する方が、有利な点が多くなるような仕組みを採用しているものというべきである。」(原判決 P76)

④利用者の録画可能なテレビ番組

- ・「現在の本件サービスにおいて、親機の設置場所は、東京周辺地区、名古屋周辺地区、静岡西部地区に限定されているが、これは、利用者が親機ロクラクを地域による周波数の相違に対応させる作業を行わなくとも、設置場所の地上波アナログ放送を受信できるように、被告によってあらかじめ親機ロクラクが調整されており、その場所が上記3地区に限定されているからであると推認される。」(原判決 P76)

⑤本件サービスを利用する際の送信の枠組み

- ・「本件サービスを利用する場合には、…被告において、ロクラクⅡに親子機能を持たせて利用する場合に、IP アドレスを DHCP³ によって自動的に取得できる設定とし、また、親機ロクラクに子機ロクラクの ID を登録して出荷していることから、利用者は、自らアドレスの取得手続を経る必要がない。そして、録画予約、データ送信等に用いられるメール通信のサーバは、被告の管理するメールサーバであり、本件サービスの利用者が、この利用についての手続を別途とることも不要である。なお、メールサーバについては、被告の管理するメールサーバのほかに、通信費用などの状況を踏まえて、随時他のメールサーバが利用される場合もあるが、その場合も、利用者が、別途、メール機能を利用するための手続をとることは不要である。」(原判決 P77)

⑥本件サービスによる利益の帰属

- ・被告は、本件サービスによって「初期登録料」(3000円)及び「レンタル料」(8500円/月)を取得。

² 親機ロクラクを設置している施設の運用主体である業者

³ Dynamic Host Configuration Protocol

3. まとめ（原判決P77）

「被告は、日本国外の利用者に日本のテレビ番組の複製物を取得を取得させるという本件サービスの目的に基づき、当初、親機ロクラクを設置場所を提案して管理支配することで、日本国外の利用者が格段に利用しやすい仕組みを構築し、いまだ、大多数の利用者の利用に係る親機ロクラクを東京都内や静岡県内において支配管理しているものといえることができる。
この場合、上記の、本件サービスにおいて親機ロクラクの果たす役割からすれば、被告は、別紙サービス目録記載の内容のサービス、すなわち本件対象サービスを提供しているものといえることができ、本件番組及び本件放送に係る音又は影像の複製行為を管理支配していると認めるとともに、それによる利益を得ているものと認められる。」

「以上から、被告は、本件対象サービスを提供し、本件番組及び本件放送に係る音又は影像の複製行為を行っているというべきであり、原告 NHK 及び東京局各社の本件番組についての複製権（著作権法 21 条）及び原告らの本件放送に係る音又は影像についての著作隣接権としての複製権（著作権法 98 条）を侵害するものといえる。」

「被告は、本件サービスが、あくまでも利用者個人がその私的使用目的で賃借したロクラクⅡを利用する行為であって、その利用に関与するものではなく、利用者が賃貸機器を利用してテレビ番組を複製する行為の主体は、利用者本人であり、被告ではあり得ない旨主張する。しかしながら、被告は、上記判示のとおり、本件対象サービスにおいて、自らが本件番組及び本件放送に係る音又は影像の複製行為を行っているのであり、このことと、本件サービスの利用者によるテレビ番組の録画が、私的使用目的で行われるか否か、あるいは、利用者の指示に基づいて複製されるテレビ番組が選択されるか否かとは、直接関連するものではないから、被告の上記主張は、失当といわなければならない。」

VI. 本判決における判断

1. 争点：本件サービスにおいて、控訴人は複製行為を行っているか？

(1) 前提となる事実等

本判決において加除訂正される他は原判決P48の21行目からP60末行までのとおり。加除訂正された内容については、主に被控訴人から脱退した旧フジテレビについての記載についてのもので大半（「原告フジテレビ」から「脱退被控訴人フジテレビ」と改める。）。

（本判決P23参照）

(2) 本件サービスの開始後における親機ロクラクの設置状況について

「仮に、被控訴人らが主張するとおり、親機ロクラクが控訴人の管理・支配する場所に設置されているとしても、次項において認定判断するとおり、本件サービスにおいて控訴人が本件番組及び本件放送に係る音又は影像の複製（以下「本件複製」という。）を行っているものと認めるとはできないから、以下、当該設置状況については、利用者が親機ロクラクを自己の管理・

支配する日本国内の場所（留守宅等）に設置することを選択した場合（以下「利用者が親機ロクラクを自己管理する場合」という。）を除き、すべて控訴人の管理・支配する場所に設置されているものと仮定して検討することとする。」（本判決P25）

（3） 検討

被控訴人により、以下の①から⑥を総合すれば控訴人が複製を行っていることは明らか、としている。しかし、いずれも本判決においては否定され、控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき事情ということとはできないとされた。

① 本件サービスの目的

- ・「主として、海外に居住する者を対象として、日本国内で放送されるテレビ番組を受信・複製・送信して、海外での視聴を可能にするためのもの（日本国内で作成された複製情報を海外に移動させるもの）であること。」（本判決 P25）
- ・「上記の点のみをもって控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき根拠足り得る事情とみることはできない。」（本判決 P26）

② 機器の設置・管理

- ・「被控訴人らは、本件サービスにおいては、控訴人が、親機ロクラクとテレビアンテナ等の付属機器類とから成るシステムを一体として設置・管理している旨主張する。」「しかしながら、被控訴人らが主張する上記事実は、控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき事情たり得ない。」（本判決 P28）
- ・「控訴人が親機ロクラクとその付属機器類を一体として設置・管理することは、結局、控訴人が、本件サービスにより利用者に提供すべき親機ロクラクの機能を滞りなく発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、主として技術的・経済的理由により、利用者自身に代わって整備するものにすぎず、そのことをもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることはできない。」（本判決 P27 から P28）

③ 親機ロクラクと子機ロクラクとの間の通信の管理

- ・「被控訴人らは、親機ロクラクと子機ロクラクとの間の通信が控訴人の管理・支配の下に行われている旨主張し、その根拠として、①当該通信が http により控訴人のサーバ等を経由して行われること、②当該サーバが録画予約及び番組データの送信のために控訴人が用意した専用サーバであること、③控訴人のサーバ等を経由するたびに、控訴人が ID 等による認証を行っていること、④当該通信を実行するロクラク II 及びそのファームウェアがすべて控訴人の開発・製造に係るものであり、控訴人の規定する方式（子機ロクラクの引渡後に変更が生じた場合の当該変更後の方式を含む。）によって当該通信が実行されること、⑤利用者が控訴人の規定する目的及び方法によるほ

かは当該通信機能を利用することができないことを挙げる。」(本判決 P28)

- ・「上記①については、http (hyper text transfer protocol) を採用したメールシステムにおいて、サーバを管理する者が専らメール利用者の自発的意思に基づいて行われるメール通信を管理・支配しているとみることがは、技術常識に照らして困難であり、被控訴人らの主張は、独自の見解に基づくものであるといわざるを得ない」(本判決 P28)
- ・「上記③については、被控訴人らの主張の趣旨が必ずしも判然としないが、同主張がメールクライアントによるサーバへのアクセスの際に行われる一般的な認証をいう趣旨であるとすれば、そのような認証は、メールシステムにおいて当然に行われるものであり、そのような認証が行われることをもって、サーバを管理する者がメール通信を管理しているものとみることがは、上記①と同様、技術常識に照らして困難であるから被控訴人らの独自の見解であるというべきであるし、被控訴人らの主張がこれと異なる特別の認証をいう趣旨であるとすれば、本件サービスにおいてそのような認証が行われているものと認めるに足りる証拠はない。」(本判決 P28 から P29)
- ・「上記①ないし⑤については、いずれも、利用者が親機ロクラクを自己管理する場合(すなわち、控訴人が本件複製を行っているものとみることができない場合)であっても生じる事態であることからみても、かかる主張をもって控訴人によるメール通信の管理・支配の根拠足り得ないことは明らかであるといわざるを得ない。」(本判決 P29)

④ 複製可能なテレビ放送及びテレビ番組の範囲

- ・「被控訴人らは、①本件サービスにおいて録画可能な放送が、控訴人が親機ロクラクを管理する場所(静岡県又は東京都)において受信される地上波アナログ放送に限定されていること、②本件サービスにおいて録画可能なテレビ番組が、控訴人のサーバから控訴人により提供される番組表に記載されたものに限定されていることをもって、控訴人が本件複製を管理・支配している旨主張する。」(本判決 P29)
- ・「しかしながら、本件サービスにおいて録画可能な放送が、親機ロクラクにより受信することができるものに限定されるのは当然のことである(テレビ放送の受信がなければ、その録画はあり得ない。)ところ、テレビチューナーを備えた機器において、当該機器により受信することのできるテレビ放送が当該機器の設置場所により制限されるのは、親機ロクラクに限らず、すべての機器に当てはまることであるから、上記①をもって、本件サービスにおいて録画可能な放送の範囲の限定が控訴人により行われているものとみることがはできない。」(本判決 P29)

⑤ 複製のための環境整備

- ・「被控訴人らは、①本件サービスにおいては、子機ロクラクを用い、これが示す手順に従わなければ、親機ロクラクにアクセスしてテレビ番組の録画や録画されたデータのダウンロードを行うことができず、また、②控訴人は、親子機能を実現するための特

別のファームウェアを開発して、これを親子ロクラクに組み込み、かつ、控訴人のサーバ等を経由することのみによって録画予約等が可能となるように設定しており、さらに、③親子ロクラクは、本件サービス又はこれと同種のサービスのための専用品とみることができる旨主張する。」（本判決 P30）

- ・「しかしながら、これらの事情は、いずれも、利用者が親機ロクラクを自己管理する場合（控訴人が本件複製を行っているものとみることができない場合）であっても同様に生じる事態を指摘するものにすぎないから、これらの事情をもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることができない。」（本判決 P30）

⑥ 控訴人が得ている経済的利益

- ・「被控訴人らは、控訴人が、①初期登録料（3000円）、②毎月のロクラクⅡのレンタル料（本件Aサービスにつき8500円、本件Bサービスにつき6500円）、③毎月の「ロクラクアパート」の賃料（2000円）の名目で、利用者から本件サービスの対価を受領している旨主張する。」（本判決 P30 から P31）
- ・「しかしながら、本件サービスは、機器（親子ロクラク又は親機ロクラク）自体の賃貸借及び親機ロクラクの保守・管理等を伴うものであるから当然これに見合う相当額の対価の支払が必要となるところ、…上記①及び②の各金員は、録画の有無や回数及び時間等によって何ら影響を受けない一定額と定められているものと認められるから、当該各金員が、当該機器自体の賃料等の対価の趣旨を超え、本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するものとまで認めることはできず（なお、被控訴人NHKの番組を視聴する場合には、上記の料金とは別に受信契約の締結が必要となる旨控訴人サイトに記載されている。）、その他、当該各金員が本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するとまで認めるに足りる証拠はない。また、仮に、控訴人が上記③の金員を受領しているとしても、それが、「ロクラクアパート」の賃料の趣旨を超え、本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するとまで認めるに足りる証拠はない。以上からすると、控訴人が上記①ないし③の各金員を受領しているとの事実をもって、控訴人が本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価を得ているものということはできない。」（本判決 P31）

（4）争点に対する本判決の判断

- ・「…親子ロクラクの機能、その機能を利用するために必要な環境ないし条件、本件サービスの内容等に照らせば、子機ロクラクを操作することにより、親機ロクラクをして、その受信に係るテレビ放送（テレビ番組）を録画させ、当該録画に係るデータの送信を受けてこれを視聴するという利用者の行為（直接利用行為）が、著作権法30条1項（同法102条1項において準用する場合を含む。）に規定する私的使用のための複製として適法なものであることはいうまでもないところである。そして、利用者が親子ロクラクを設置・

管理し、これを利用して我が国内のテレビ放送を受信・録画し、これを海外に送信してその放送を個人として視聴する行為が適法な私的利用行為であることは異論の余地のないところであり、かかる適法行為を基本的な視点としながら、被控訴人らの前記主張を検討してきた結果、前記認定判断のとおり、本件サービスにおける録画行為の実施主体は、利用者自身が親機ロケータを自己管理する場合と何ら異ならず、控訴人が提供する本件サービスは、利用者の自由な意思に基づいて行われる適法な複製行為の実施を容易ならしめるための環境、条件等を提供しているにすぎないものというべきである。」（本判決 P31 から P32）

- ・「かつて、デジタル技術は今日のように発達しておらず、インターネットが普及していない環境下においては、テレビ放送をビデオ等の媒体に録画した後、これを海外にいる利用者が入手して初めて我が国で放送されたテレビ番組の視聴が可能になったものであるが、当然のことながら上記方法に由来する時間的遅延や媒体の授受に伴う相当額の経済的出費が避けられないものであった。しかしながら、我が国と海外との交流が飛躍的に拡大し、国内で放送されたテレビ番組の視聴に対する需要が急増する中、デジタル技術の飛躍的進展とインターネット環境の急速な整備により従来技術の上記のような制約を克服して、海外にいながら我が国で放送されるテレビ番組の視聴が時間的にも経済的にも著しく容易になったものである。そして、技術の飛躍的進展に伴い、新たな商品開発やサービスが創生され、より利便性の高い製品が需用者の間に普及し、家電製品としての地位を確立していく過程を辿ることは技術革新の歴史を振り返れば明らかである。本件サービスにおいても、利用者における適法な私的利用のための環境条件等の提供を図るものであるから、かかるサービスを利用する者が増大・累積したからといって本来適法な行為が違法に転化する余地はなく、もとよりこれにより被控訴人らの正当な利益が侵害されるものでもない。」（本判決 P32）
- ・クラブキャッツアイ事件最高裁判決については、「スナック及びカフェを経営する者らが、当該スナック等において、カラオケ装置と音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等の従業員において、カラオケ装置を操作し、客に対して曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしば、ホステス等にも、客とともに又は単独で歌唱させ、もって、店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益を上げることを意図していたとの事実関係を前提に、演奏（歌唱）の形態による音楽著作物の利用主体を当該スナック等を経営する者らと認めたものであり、本件サービスについてこれまで認定説示してきたところに照らすならば、上記判例は本件と事案を異にすることは明らかである。」と判断。（本判決 P32）

VIII. 意見／感想等

- ・本判決の結論については賛成。
- ・著作物の複製物に関する利用者の私的な利用に第三者が介在する場合、どこまでが適法な私的利用といえるのか？
- ・現状では、次々に開始される新たなサービスの提供形態毎に適法／違法の判断を行うしかないように思われる。しかし、その場合、当事者が費やすコストは大きい。
- ・地裁と高裁において、本件におけるカラオケ法理の位置付けが異なるが、そのような違いが生じた原因は何か？
- ・被控訴人は上告した模様であるが、本件サービスが適法と認められた場合の被控訴人が失う利益／損害とはいかなるものか？

以上

参考：クラブキャッツアイ事件（最高裁昭和 63 年 3 月 15 日）

「上告人らは、上告人らの共同経営にかかる原判示のスナック等において、カラオケ装置と、被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを意図していたというのであり、かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏（歌唱）という形態による当該音楽著作物の利用主体は上告人らであり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気を醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図つて営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。

したがつて、上告人らが、被上告人の許諾を得ないで、ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害するものというべきであり、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない。カラオケテープの製作に当たり、著作権者に対して使用料が支払われているとしても、それは、音楽著作物の複製（録音）の許諾のための使用料であり、それゆえ、カラオケテープの再生自体は、適法に録音された音楽著作物の演奏の再生として自由になしうるからといつて（著作権法（昭和六一年法律第六四号による改正前のもの）附則一四條、著作権法施行令附則三條参照）、右カラオケテープの再生とは別の音楽著作物の利用形態であるカラオケ伴奏による客等の歌唱についてまで、本来歌唱に対して付随的役割を有するにすぎないカラオケ伴奏とともにするという理由のみによつて、著作権者の許諾なく自由になしうるものと解することはできない。」